

令和4年度第1回群馬県手話施策推進協議会 議事録

事務局 障害政策課
特別支援教育課

1 日時 令和5年2月3日（金） 14時00分から16時00分まで

2 場所 群馬県庁 昭和庁舎 34会議室

3 出席者 委員13名、事務局6名

4 議事

- (1) 令和2～4年度手話施策実施状況について
- (2) 令和5年度手話施策実施案について
- (3) 群馬県手話施策実施計画の改訂について

【新任委員の紹介、会長及び副会長の選出】

【資料説明】

(事務局)

資料に基づき、令和2～4年度手話施策実施結果等について説明。

【質疑応答】

(八木委員)

障害政策課資料の県職員向け手話研修について。実際に職員が受けたあとの感想や反応は、どのような状況だったのか教えて欲しい。

(事務局（高橋課長）)

県職員向けの手話研修では、手話に初めて触れる方が多いので、「手話に触れてみて聴覚障害者の方のコミュニケーション確保の大変さがわかった」「手話が思ったより簡単で楽しかった」というような前向きな感想を聞いている。

(金澤委員)

・障害政策課にだが、遠隔手話サービス、遠隔手話通訳と2つあるが、タブレットを使っているが、意味があるのか？実績が0件。遠隔手話通訳に意味がないのではなく、やり方の問題。タブレットを普及することで手話通訳を必要とするニーズがないのではないかということ。考え直していただきたい。東京都を参考にしてほしい。東京都はQRコードを用意して、それをいろんな施設、窓口に置いている。ろう者がどこに来るかかわからないじゃないですか。ろう者が来たときに、職員がQRコードで吸い取り、

そしたら通訳者につながる。こういう仕組み。

この最大のポイントは、アプリを使わないウェブ形式ということ。今はWebRTCという標準化になっているので、QRコードで読むとボタンを押すだけで通訳者が呼べるという形になっている。

一言申し上げると、手話言語条例を作ったときの施策って2015年頃。それから遠隔手話通訳みたいなシステムって数年で古くなる。3年くらい前でも全然古い。そこを頭に入れて何が本質か考えないと。

あと、職員向け手話研修だが、濃淡をつけられないか。初任者向けのものは啓発することに意味がある。それはそれでよいと思う、今のような感想をもらえるのはよいと思う。

障害に特化して対応するような職員、意地悪なことを言うと、ここにいる皆さんが実際に手話の研修を受けてちょっとでもしゃべれるようになるか？ならないと思う。

勤務時間内に手話奉仕員養成講座相当の講習会を受けて、修了相当のものまでいく、予算を負担してもらって。例えば、特別支援学校の職員が認定講習で免許とるのと同じように。専門の人の時間と一般の県職員の研修の時間、中身は変えてもらう方がいいのではないか。

・特別支援教育課の聾学校の資料の書き方を変えた方がいいと思う。施策推進協議会をするときに、資料として手話言語条例の条文を載せる方がいいと思う。手話言語条例の条文は、議員提案で作っている。当時の議員の方々が集まり、これはなにかしたい、と思って作ったもの。特に12条が大事。

手話を獲得、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る、これら5つの権利がろうあ連盟の見解。だとすると、それぞれ分けて、手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を守る、の3つを短い条文に入れ込んでいる。

よって、例えば、「手話を学ぶため」というので資料作成してもらおうとよいと思う。手話を学ぶということは、理想的には、聞こえる人は国語の時間に日本語を学び、聾学校では母語である手話を学ぶ、ということ。そこを意識して整理していただくとよいかと。

（事務局（高橋課長））

（2）ア 遠隔手話サービスのあり方についてのご指摘はごもっともだと思う。

コロナ禍を通じて、特にICTを使ったコミュニケーション手段が非常に大きく変わってきている。

遠隔手話サービスは実績が0になっているが、そのもの自体にニーズがなくということではなく、タブレットの置く場所や、やり方が問題だと感じている。

この問題については次の協議事項の、来年度事業実施についての話で委員の皆様からご意見をいただければと考えている。

ご紹介にあったシステムについては私も不勉強でよく知らなかったが、アプリを使わない点は非常に効果的だと思っている。スマートフォンにアプリをダウンロードすることに抵抗が大きい方も多いため、ウェブサービスというのは非常に良いと感じたところ。

手話研修の部分だが、ご指摘のとおり現行は初心者向けの研修を一律行っている状況。その先のステップアップというのがないので参考にしたいと思う。

（事務局（池田補佐））

金澤委員については、学校における幼児、児童、生徒に対する手話の学びの部分において、群馬大学としてご協力をいただき、改めて感謝している。その中にご指摘いただいた部分については、聾学校とも相

談しながら研修等を行っていききたい。

(千明委員)

私の方から教えていただきたいことが2点。

1点目は、障害政策課の遠隔手話通訳という新規事業で、コロナ下でスマートフォンを使い遠隔で手話通訳を行い、医療機関とのやりとりに活用するという流れで、現在試行的に開始したということだが、その実績や、試行的にやっていく中で問題があれば教えて欲しい。

というのは、高崎市でもコロナ下で手話通訳者が医療機関になかなか同行できないという状況があったため、令和3年度からタブレットを導入し、ろう者のスマートフォンをつないで手話通訳するという体制を導入したが、医療機関のご理解をなかなかいただけない。また、スマートフォン越したと、ろう者にとって手話通訳がわかりにくいということで、件数がなかなか伸びない。よりよくするにはどうすればよいか？

タブレットのような大きさの画面ならある程度見やすいが、スマホだとわかりづらい、使えてないという状況。コロナ禍といえども、手話通訳者が感染予防対策をして同行している状態になっている。県の状況を教えて欲しい。

2点目は、特別支援学校、聾学校の関係について。児童生徒の活動ということで中学部、高校部で放課後手話学習と書かれている。

幼稚部、小学部の児童さんの放課後の過ごし方、支援についてどう考えているか？

高崎市の聾学校に通っている児童も母が仕事で遅くなる等の理由で、聾学校の近辺の一部の放デイ、児童発を使っている方がいる。聾学校の児童さんで、耳がきこえない、きこえにくいけれど発達に障害があるわけではない。障害児だから利用はできるが。

いわゆる療育の必要性よりも、放課後どのように過ごすかが課題になっているお子さんが多い。高崎市でも市立の特別支援学校があるが、他の普通学校には学童保育、学童クラブはあるが、特別支援学校にはない。なぜないのか疑問に思っている。

高崎市では市立の特別支援学校側に学童クラブを設けて、保護者支援など児童の放課後支援を考えていけたらよいな、というのが当課で協議事項としてあがっている。参考に聾学校ではどういう考えなのか知りたい。

(事務局 (山田係長))

遠隔手話通訳については、今年度の9月から試行的に開始している。実際のところ、まだ実績がないのが実情で、新型コロナウイルスの発生当初に比べ感染のリスクに対する知見が高まったこと、ZOOMの操作に不慣れな方も多と思われることなどが要因と思われる。今後の状況をみながら、改善を図っていききたい。

(土橋委員)

本校では幼稚部小学部中学部高等部、3歳から18歳までのお子さんがいらっしゃる。その中には聴覚に障害もあるお子さんだけでなく、現在では知的障害等もあわせ有するお子さんもいる。

先ほどありましたが、手話について学ぶについては、特別支援学校として自立学習という時間を独立さ

せ、手話の学習、障害のある個に応じたコミュニケーションといった、様々な面で障害の学習、先ほど金澤委員がおっしゃったような、学ぶという着眼点には気をつけている。

まだ弱さもあるので、今後の自立学習について検討もしていきたい。

自立学習の時間は、通常の教育にプラスということなので、そんなに大きな時間は取れない。逆に言えば通常の学校さんと比べてより多くの時間を県として取っている。

使うという面では、生徒同士でのホームルーム、放課後等で使われている。発達年齢に差があるため、幼稚園では学習ではなく遊ぶという教育活動しながら学んでいる。全体ではなく一人一人というところを重視しており、放課後には個別の指導を行っている。

お母様方のために本校でも放課後デイサービスを活用している方もいる。小学部では5年生くらいになると自立するために自分で電車通学されている方もいる。また、本校では遠隔地の方もいらっしゃるので通学保障のうえでも寄宿舎を設けている。寄宿舎の中でのコミュニケーションを取る方法として手話を使って生活している。中学部高校部になると、放課後、部活動に使う時間が多くなる。そういった活動を通して学ぶ力を身につけている。

(金澤委員)

高崎市のご指摘は本質的な部分でもある。高崎市に聴覚障害の児発・放デイをおくのは別にしても、県手話言語条例を作ったときは、そんなに議論になっていなかったこと。今とても議論になっているのは文科省厚労省一緒になって、新生児乳幼児の聴覚障害児の支援をどうするのかということ。厚労省が文科省と一体になって支援していく、まさに進行している。例えば聾学校の敷地内に福祉管轄の児発・放デイなどを一体化して設置するというモデル事業も厚労省として推奨している。

1つの提案だが、こういう協議会は、ものによっては医療関係者に入ってもらっている。この協議会に聴覚障害に関わる医療関係者がいないというのは本質を考えたときにあまりよくないのではと思う。

ちなみに前橋市で手話言語条例を作った際、前橋医師会会長と群大病院の難聴児の担当の先生が条例制定のときから入っている。県はそれ以前に作っているから時間差があると思う。

今これから第3次計画を作るのに必要だと思っているのは、学校と福祉事業というのを一体化、切れ目のない、施設の方も入れ込むとか。そういうのも含めて考えるのが支援ではないか。

(八木委員)

遠隔手話通訳については別の意思疎通支援運営連絡会の設置手話通訳者部会で協議したが、多くの課題があり、解決できていない。

スマートフォンで手話通訳を行うというのは苦肉の策であり、コロナ禍において感染者が増加している中で非常に難しい協議だった。とりあえず試行的に開始されましたが、まだまだ解決されていない課題がある。

県として意思疎通支援運営連絡会を定期的に開いていただき市町村関係者を集めて協議を続けてしてほしい。昨年、設置手話通訳者部会を1回開いていただいたが、各自治体もいろいろな課題を抱えている。高崎市さんも遠隔手話通訳については研究を進めている。どのような方法で実施すれば遠隔手話通訳がスムーズにいくのか、詰めていきたい。せっかく始まった遠隔手話通訳事業なので、協議を継続したい。

(事務局 (高橋課長))

ご要望を2点承った。

1点目は、金澤委員から要望のあった、医療関係者を当協議会の委員に入れた方がよいのではないかという件。要綱上、委員の定員は14名以内で現在は13名で規定上は可能。委員の追加については会長、副会長と相談しながら検討していきたい。

2点目の、八木委員から要望のあった、会議等を定期的で開催し、遠隔手話通訳のあり方についてどういった形がいいのか話し合っていきたいというのは、まさにご要望のとおりと考える。コロナ禍を理由にして我々が議論を行ってこなかった部分もあるので、しっかり進めていきたい。

(土橋委員)

聾学校では乳幼児相談を行っている。子どもたち、その親御さんから、障害についての考え方、障害の受容、医療に関しての相談なども多い。金澤委員のおっしゃったようにこういったことを考える議論をしていきたい。

【資料説明】

(事務局)

資料2-1、2-2について説明

【質疑応答】

(早川委員)

計画には載っていないが、県内の小中学校、難聴者や聞こえない人たちが集まるところについて。聾学校には遠いので通えない。また、親御さんも心配で、地域の近くの学校に入れたいという人もいる。小中学校の特別教室については、その辺の支援については教員の配置についてはどのようになっているのか。小中学校を経て高校に行き、社会に出たときのどのような状況になっているのか。手話を獲得・獲得されていないお子さん等いろいろいらっしゃると思われるがその辺はどうなっているのか。コミュニケーションの壁にぶつかり苦しい思いをたくさんされている。人間を、人権をきちんと守っていくためにも課題を捉えないといけないと思う。やはり今後のためにもそれをきっちりと中に盛り込んでいく必要があるのでは。

(金澤委員)

会長の意見に関わるものだが、前橋の手話言語条例では手話を必要とする幼児、児童、生徒、学生への支援について書いている。つまり県の条例では、乳幼児及び幼児に手話の環境整備をするということで、手話が身につけているお子さんが、幼児期にインクルーシブする可能性があるということ。高崎市の条例は県の教育部分を入れている。高崎市を検証すると、難聴学級のことを想定しているのではないかと。前橋市では、まさに通常学級に手話を必要とする子がくるだろうと想定をされて作られた条例。県というよりかは市の条例の話。

(千明委員)

高崎市の言語条例は議員提案だが、難しい条文になってしまっているところがある。改正してより現実的な条例にしたいと考えているところ。条例が難しい状況だとしても、できることを難しくする必要はない。

1つは金澤委員からあったインクルーシブ教育。文科省が散々騒いでいるが、聴覚障害をもった子どもをはじめ、障害を持った子どもが通常学級にうまく通えているかということ、現状は難しい状況。受け入れるという状況で、負担が一番重くなるのは先生。

高崎市でも手話を普及していくところで手話奉仕員養成講座を行っているが、これはあくまでも一般市民を対象に行っているもの。本市の奉仕員養成講座では年齢要件を、小学生でも受けなければ受けてくださいとしたところ、意外にも小学生などの若い子が一緒に学んでいる。お父さんお母さんと一緒に学ぶというのが出てきている。そういうところで興味を持たれているお子さんが増えてきている。そういうことから考えると、小学校中学校で特別教育という枠があれば、そこについて手話を普及する、というのができるのかな、と考えられるが、が、学校の数が多いことや、どの学年でやるか、といった問題がある。また、講師となるべき人は誰なのか等、数的には不足してくる、という状況があるので、教育委員会に探りを入れていきたい。

養護教諭を対象とした手話講座を行い、少しでも入門課程なり、基礎課程なりを修了していただければ。すべての手話ができなくても学校生活を送るレベルではコミュニケーションをはかっているかなと考えており、まずは養護教諭の先生が一堂に介して研修を受ける、という場を進めていければと考えている。ただこれは教育委員会に投げてみて、考えることを検討している。まだ検討・協議のレベルでしかないが、動いていきたい。

実際に、聾学校に行っていたお子さんが普通の学校に転校してきて過ごしているというケースがある。子どものうちですと、医療から人工内耳をつける人もいる。人工内耳をつけることで、ある程度は言葉の理解を少しはできるようになったことから、普通校にうつる子どももいる。そういった子どもの支援という意味では学校が大変な思いをしていて、保護者と、トラブルになっていたのも、私ども障害福祉課が間に入り、支援のあり方について協議した結果、今のところはうまくいっているというケースはある。先ほどの資料では、補聴器または人工内耳+手話のお子さんが9割以上を占めている。人工内耳である程度の言葉のコミュニケーションがはかれれば、普通学校に入れるのではないかな。

ただ、時間的な支援が普通よりもそれなりに必要ではないかな。

そういう受け入れ体制が学校側にできてこない、インクルーシブ教育は進まないのかと考えている。高崎市としてはどうやっていけばいいかをこれから検討していく。

(土橋委員)

資料2-2の(3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実について。手話言語をしっかりと学ぶことができた。

本校の教育だけでなく、外部講師、聴覚障害者連盟の講師の方々には本校の教員の要望、子どもたちに対するねらい等をしっかりと受け止めていただき、それをもとに子どもの実態に合わせて研修ができた。皆様がたには見ていただきたいようなものであった。こういったところでこの研修を実施するためにもこの予算を減らさないでほしい。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(事務局 (池田補佐))

小学校中学校の支援については来年度調査を、手話を含めて行う予定。令和5年度実施を予定している。高等学校に対する聾通級については今年度より聾学校にもご協力いただき、実施している。

【資料説明】

(事務局)

資料3 説明

【質疑応答】

(金澤委員)

通訳者の確保について。私はいろんな自治体の条例制定に関わっているが、どこでもこの数字ができて、なんとかしなきゃと言っているが、根本的になんとかできるような案に全然至らない。この数字ってものすごいやばい数字。20年後どうするんですか、といったことを真剣に考えないといけない。意見があればくださいだと解決にならない。

じゃあなに、といったときに、アメリカでは手話通訳者の対象の多くが教育現場。インクルーシブ教育の現場、大学や学会でもつく。連動して、養成機関として専門学校がある。

この話は課題山積として話が出ていた、遠隔手話通訳とセット。形としては別物のようだが、オペレーターに求められるスキルは高い。

いくつか提案がある。

電話リレーサービス令和3年7月から始まったが、オペレーターは、地域の対面通訳とは全く別のスキルが必要とされる。地域通訳の人が遠隔やれと言われたときに、難しい。

手話通訳自体は必ずしも厚労省の事業ではないが、地域生活支援事業における手話通訳者は厚労省。

教育としての手話通訳は文科省。電話リレーサービスは総務省だが、現実問題として養成は厚労省。

地活で行くような医療現場に同行するのは地域の手話通訳者が行けばいい。

しかしいつどこで誰が出てくるかわからない、遠隔手話通訳といったものは民間の手話通訳に任せるのもありかと思う。地域の登録手話通訳者が担うならば、電話リレーサービスの研修カリキュラムを受けてもらうのも1つの手。

一方で、遠隔手話となったときに、ろう者も学んでほしい。遠隔手話するときに、こういう注意が必要だよ、電話の仕方、など。

地域のろう者を地域の通訳者が支える、というのを全体的に見直して考えていかないと、この問題は簡単には解決しない。

(千明委員)

登録手話通訳者の確保について。高崎でも同じで、登録者数が少しずつは増えているが、実際は60, 70代が多い。20~40代は20人くらい。また、実質高崎市民は22人、4割くらい。市外の方は県の手話通訳者にも登録していて、ダブルカウントになっている状態。

なぜ若い人がいないのか。社会的地位が確立されていない。働きながらボランティア的にやっている。活

動時間が確保できない、手話通訳者の資格をとった方がいいが、活動できていない、看護師と同じような状況。解消するには、国に手話通訳者の社会的地位の確立やしてほしい、生業として生活が成り立つという仕組みを作れば、群馬大学で金澤委員がいま頑張っておられることだが、資格を取ることによって社会の役立つ、自分の仕事としてやってくれる、ということになるのかなど。

国の動きを待ってというのはなかなかいつになるかわからないので、例えば、元手資金はどういう出し方が妥当なのかかわからないが、通訳者の会社を設立してしまう。何人いれば足りるのかかわからないが、例えば、30～40人の通訳者の人件費をまかなえるような資金を、市町村の人口按分で出し合うのか、財政的な面はわからないが、民間に任せるような仕組みを作れたらよいかと思う。

絵に描いた餅になる可能性はあるが。じゃあ給料はいくらはらう、人件費はどこから捻出するのか、という課題が出てきてしまう。できるのかどうかというのはあるが、検討するのはいいことではないか。検討しないうちにはどうやるのかがベストなのかはわからない。個人的な意見を述べさせていただいた。

(八木委員)

手話通訳者に対する認識に温度差があるように思われる。長期にわたって続けてきた聴覚障害者の運動があり、その中で手話通訳者は育ってきたが、ボランティアという言い方を長い間されてきた。社会的認知や職業としての自立等を訴えているが、まだまだ理解されていない。

国家資格に関しても手話通訳士協会等で検討は続いている。一般社会では、まだまだボランティアという考え方が根強く残っている。手話通訳が職業としての認識には至っていない。もう1つは、例えば医師免許や看護師免許のような資格と違い資格を取ってもすぐ収入につながるような資格ではない。業務独占や名称独占の違いなどから、資格をとってもすぐ仕事につながるわけではない。自治体などの設置手話通訳者になっても身分保障が全て確立されているわけではない。これらの課題について、手話通訳者協会等、関係団体は長い間運動をしてきた。公務員として採用されている人は全国的にも少なく、採用された後も人事異動などもあり継続して手話通訳業務ができるのかという問題もある。また、昇任や将来的な人事に関することも課題である。社会に認められ職業として自立していくには、まだまだ難しい。

なお手話通訳者は、ろうあ者あつての手話通訳であり、このことが基本的な考え方となっている。聴覚障害者団体と連携して、聴覚障害者の福祉の向上や社会参加を推進するものであり、手話通訳者協会等が独善的に活動することは、その成り立ちから言って適切ではない。これは大原則である。

なお、手話通訳者不足については、群馬県だけでなく全国的な課題であり、手話通訳者が高齢化している。平成元年に手話通訳士試験が始まり既に30年が経過している。当時、受験した30代の人たちはもう60代になっている。現在においてもそういう年代の人たちが支えている。なぜ増えないのかという原因についても継続して議論を続けている。根本的なところは、手話通訳者養成講座で学んだだけでは通訳者にはなれない。聴覚障害や聴覚障害者のことを理解して、聞こえないということは、聞こえることとどのように違い、どのような障害なのか、社会生活をする上で何が大事なのかということが、まだまだ一般市民や社会には知られていない。手話ばかりが先行している。正しい理解が現在と30年前を比較してどれくらい進んでいるのかと言えばそれほど進んでいない。法整備は進んでいるが、聴覚障害者の社会参加はまだまだの状況である。

そして、今、我々関係団体は手話言語法の成立を目指している。

やはり手話言語法の制定が不可欠と考えている。国が、手話言語法を基に聴覚障害者の社会参加におい

て、体系的にシステムを作らないと進まない。義務教育においても、母語である日本語を教科として国語を学ぶように、母語である手話を教科として学ぶようにならないといけない。

手話通訳者不足については、何とかしなければならない。現行のシステムでは時間がかかり過ぎる。受講だけでも最低5年はかかり、かつ、5年学べば受かるのかと言えばまず無理である。そこで、講習会とは別に手話サークルに参加して聴覚障害者の中に飛び込み、そこで実際の生の手話を学んでいくことが重要である。聴覚障害者が社会参加する上で、手話を言語として使うときに、手話言語がどれほど大事なことなのかということのを正しく理解してもらうことが大切である。手話言語や聴覚障害者に関する社会の正しい理解はまだまだであり、広めていくのは本当に難しい。

（金澤委員）

手話通訳者の地位向上。もっと生々しい話をすれば、十分お給料をもらえて、もっといえば若い人が手話通訳者を目指したいというようになることが大事。ものすごく大事。

そのうえで、まず1つ。

1つの言語を、第2言語として習得するには最低1000時間以上必要。手話通訳者養成の時間数とは1桁違う。手話通訳士という厚労省の認定資格と養成を含む国家資格との違いについて話すと、養成を行って資格をだしている社福は最低1000時間以上。数字はたまたま合致しているが、1000時間以上必要とするものを、若い人が職業として目指そうとするならばどうすればよいか。

地域のろう者についての理解が足りないのではない。地域生活支援事業を支える、地域に根ざした通訳者は絶対必要。

ただそれ以外も、例えば、学会での通訳、窓口対応の通訳っていう人、人口も限られている。そういう対応も地域の通訳者がやるのかという土台の視点が必要。医者は6年間必要、6年間で国家資格が取れる。5年間かかっても取れないというシステムをどう変えるかというのが1つの課題。

1つ提案したい。

高校で手話を教えるのはどうか。体系的なプログラムとして。学校設定科目であれば可能。総合学科では難しい。3年間での教育課程の中の1年の学びで終わってしまう。あるいは、突飛な話をすると、手話部の活動に手話奉仕員講座を組み込んで、手話奉仕員の養成課程が修了できるようにするといったシステムもありうる。手話パフォーマンス甲子園に参加しながら手話検定を受ける、みたいな感じで。高校生のうちに奉仕員養成講座を終えられるというシステムを作れば、大学で手話通訳者養成講座に通い、大学生のうちに手話通訳者資格を取得できる道が開ける。

（穂積委員）

今日は初めて参加させていただいて非常に数々の課題があると認識した。会長がご質問を投げかけた、「地域で教育を受けられる環境がありますか」というところが非常に重要だと思っている。八木委員が、社会的な理解がまだまだ少ないという話をしていた。どうやって社会がそれを理解するかを考えたときに、例えば、子どもたちが学校で学ぶ場で、耳が聞こえないお友達がいたときに、その子と話したいな、と思うような環境が、私は自然な環境だと思う。子どもたちや大人が、いろんな方々と接する機会がない限り理解も何もないと思う。

そういった部分、金澤委員がおっしゃるとおり高校教育という部分で教えるのか、もうちょっと小学校

時代から、環境を含めて子どもたちに障害というのがどういうものなのかを直接触れられるような機会がない限り、社会は変わっていかないのではないかと思います。

(早川委員)

早川です。先ほどから意見が出されていますが、前橋市、高崎市は中核市。手話通訳養成講座は募集を出して、集まっている。昼間又は夜の講習会がある。

私は館林市に住んでいるが、手話サークルはあり、手話を学ぶ機会はある。手話奉仕員養成講座を修了した人がサークルに入る人がいる。手話通訳者養成研修を受けようとしても、前橋市は遠すぎて仕事が終わってからの時間に間に合わない。または、昼間の講習にも仕事を休んで行くことはできない。なかなか養成は難しい。手話通訳者の登録者は少なく、活動できるのは4人だけでいろんなことを兼ねていて大変。そのことに関して県としてどのように考えているのか。

群馬大学がオンラインで来年度4月から通訳の養成を有料で始める。コミプラでの県の講座は無料で学ぶことができる。遠くて通えない人がオンラインで学ぶことはできないか。オンラインだと、研修を受けたいという人にとって通訳養成できる。検討をお願いしたい。

(事務局 (高橋課長))

いろんなご意見がでたのでまとめてお答えする。

まず、全ての意見のベースとなっているのは、手話通訳者制度がこのままでは大変なことになるという思いで、そこから様々な意見があった。

それぞれの意見は示唆に富んでいた。本日は令和5年度の改定作業に向けたキックオフという位置づけなので、来年度開催する協議会で詰めていきたい。会長からいただいた、オンラインでの開催についても、技術的には当然できる話なので、関係者のご意見を伺っていきたい。

もう一点、穂積副会長からのご意見は、今年の障害者権利条約の総括所見の中にもあった、インクルーシブ教育の本質をついたご指摘だと思う。この辺については国としても総括所見を受けて様々な対応を考えていかなければいけない状況にあると思う。

我々福祉の分野においても、さっそくいくつか、総括所見の影響と思われるような動きもでていっているので、教育委員会ともども注視していきたい。繰り返しになるが、委員の皆様のご危機感は一貫していると思うので、来年の改定に向けてよりよい方向性を見つけていければと思う。